

一般社団法人北栄町観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人北栄町観光協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県東伯郡北栄町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、北栄町を中心とする観光資源の開発と紹介宣伝及び観光関係者の健全な振興を図り、もって観光旅行者の利便の増進と安全確保及び地域産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光資源の調査研究及び開発、利用の促進
- (2) 観光資源の紹介、宣伝及び観光客の誘致
- (3) 観光事業の調査研究並びに観光情報の収集及び発信
- (4) 観光事業を行う機関、団体等との連絡協調
- (5) 前各号に掲げる事業に付随する収益事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛同し、前条に掲げる事業を援助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による入会申込書により申込をし、会長の承認を得るものとする。

2 団体たる会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（会費）

第7条 会員は、当法人の事業活動に生じる費用に充てるため、会員になった時は、総会において別に定める額を支払わなければならない。

（任意退会）

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1カ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

（除名）

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、正会員の議決数の3分の2以上の多数の決議に基づき、除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき。

（2）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）退会したとき

（2）1年以上会費を滞納したとき

（3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき

（4）除名されたとき

（5）総正会員が同意したとき

（会員喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 総会

(総会)

第13条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 会費の額

(7) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項

(招集)

第16条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(議決権の代理行使)

第17条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは副会長がこれにあたる。

(決議の方法)

第19条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

2 議事録は、総会に日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員等

(役員の設定等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上14名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち3名以内を副会長とすることができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務及び権限)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価は支払わないものとする。

(役員賠償責任免除)

第28条 この当法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選任及び解任
- (6) 第41条において専門委員会を設置した場合、その委員会の任務、構成及び運営に関する必要事項の決定

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第7章 会計

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、定時総会に報告をしなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に報告し、承認を受けるものとする。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(剰余金の分配の制限)

第36条 当法人は、正会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第38条 当法人は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号に規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認可等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは北栄町へ贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第40条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本海新聞に掲載する方法により行う。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第41条 当法人は、事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、理事会が選任し、会長が委嘱する。

第11章 事務局

(設置等)

第42条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年3月31日までとする。

2 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算書は、第34条の規定にかかわらず、設立時社員が定めるものとする。

(設立時の理事等)

第46条 当法人の設立時の理事及び監事は次のとおりである。

設立時理事 13名 : 設立時監事 2名

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 3名

(定款に定めのない事項)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令の定めるところによる。

(権利義務の承継)

第49条 当法人は、当法人成立後必要な手続きを経て、従来の任意団体である北栄町観光協会(鳥取県東伯郡北栄町由良宿573番地1)の会員・財産・業務その他一切の権利義務を承継する。